

福知山市入札監視委員会（平成21年度第1回）議事概要

開催日時及び場所	平成21年7月1日（水） 午後2時30分～4時30分 市民会館31号室	
出席委員氏名（職業）	委員長 高橋 行雄（弁護士） 委員 伊多波 良雄（大学教員） 委員 春木 和仁（大学教員）	
議 事 概 要	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会あいさつ（松山市長） 2 委員長の選出 <ul style="list-style-type: none"> ・委員長に高橋委員を選出 ・委員長から委員長代理に伊多波委員を指名 3 議事（報告） <ol style="list-style-type: none"> (1) 本市の入札・契約方法について (2) 平成20年度の入札・契約の実施状況について (3) 入札及び契約手続の運用状況等について <ul style="list-style-type: none"> ・(1)～(3)の報告に対する委員からの意見、質問及び管財契約課からの回答は別紙記載のとおりです。 4 次回抽出委員の選出 <ul style="list-style-type: none"> ・次回抽出委員には、伊多波委員が選出されました。 （五十音順で2名の持ち回り） 5 次回開催日程の調整 平成21年11月25日（木） 	
審 議 対 象 期 間	平成20年4月1日 ～ 平成21年3月31日	
条件付一般競争入札	16件	対象件数 276件
公募型指名競争入札	4件	
指名競争入札	237件	
随 意 契 約	19件	
委員からの意見・質問 とそれに対する回答	意見・質問	回 答 等
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会意見の内容	<p>第1回委員会では、福知山市財務部管財契約課が福知山市の入札制度とその運用について報告を行い、各委員から質問及び意見を受け、管財契約課から回答を伺いました。第2回委員会は、伊多波委員により抽出された審議対象入札に対して審議することになります。本委員会では、個別の入札結果の審査だけでなく、入札方法等に関しても抜本的な改善を福知山市長へ具申することで、談合防止等に向け、公正で透明性のある入札制度への改革を進めていきます。</p>	

別 紙

「議事（報告）全般について」

意見・質問	回 答 等
<p>○ 等級づけの根拠について 資格審査基準の中で等級付けの新規業者については、2年間は最下位の等級に位置づけるとあるが、どのような根拠で行われていますか。</p> <p>○ 昨年度の申請について 昨年度の申請は何件ありましたか。</p> <p>○ 新規業者の最下位の等級付けについて ABCという等級付けに根拠があるのに、新規業者ということで等級付けせず、こういう規定（2年間はC等級）を作ると、新規事業者の参入の機会を逸してしまうことになり、今後検討の余地があるのではないですか。</p> <p>○ 指名基準の現行法について 指名基準の現行法はどこで決めているのですか。</p> <p>○ 指名基準の項目について 工事成績、手持ち工事の状況、経営状況等についてはかなりの情報を得ているのですか。</p>	<p>一つは、市外業者（市内業者も含む）が一つの目的（仕事）の為だけに本市に進出し、終わるとすぐ引き下がるということを防ぐ為と、もう一つは新規業者の実力を見る為です。</p> <p>（7件です。）</p> <p>新規事業者が入ってきた場合は、実態の見えない場合がある為、実力や経営状況等について調査を行います。支店・本店の区分もあり難しい場合があります。 今後は、実力や状況等も見ながら判断していきます。（等級付けについては「2年度毎に見直すものとする。」と規定しておりますので、平成23年度の等級付けにおいて、見直しの検討を行います。）</p> <p>「福知山市工事請負契約に係る指名基準の運用基準の制定について」の第1から第8によります。</p> <p>経審（経営審査事項）で経営状況及び点数の情報が得られます。市独自の情報は持っていません。 手持ち工事の状況についてはわかりませんが、指名については主に地理的条件を採用しています。 又、コリンズから技術者の重複についてチェックしています。（これは、建設業法において請負金額が一定以上</p>

<p>○ 手持ち工事の状況把握について</p> <p>手持ち工事の状況が重要視されていないのであれば、同じ項目にあるのはおかしいのではないのでしょうか。</p> <p>又、指名基準の各項目を把握しているのであれば、新規業者を決めるときもかなりの情報を得ているはず。実力があるのに等級付けしないことは新規事業者を排除することになる。考えた方がよいと思われれます。</p> <p>○ 指名停止の根拠について</p> <p>指名停止には、市が発注する工事等における違反とその他の工事等における違反では期間が違う。市内と市外でも同じだと思うが根拠はどこにありますか。</p> <p>○ 指名停止の取扱いについて</p> <p>根拠があればよいが、京都府との違いを出してもよいと思われれます。検討していただ</p>	<p>となる工事については、現場に専任技術者の配置が条件となっているためです。)</p> <p>※コリンズとは、工事实績情報サービス(Construction Records Information Service)の略で、工事实績情報のデータベースを構築し、各公共工事発注機関へ情報提供を行うために公共機関発注工事の1件1件に対し登録番号を付加して管理するデータベースの名称である。</p> <p>(手持ち工事の状況は、低入札価格調査制度を導入した場合においては、調査が必要と考えております。等級付けについては「2年度毎に見直すものとする。」と規定しておりますので、平成23年度の等級付けにおいて、見直しの検討を行います。)</p> <p>京都府の指名停止の措置基準を準用させてもらっています。</p> <p>(建設業に寄せる信頼や期待は、市内業者等の身近な業者ほど高いことから、それらを裏切られた場合にはペナルティも大きくなるということで差をつけてあります。)</p>
--	--

<p>きたいです。</p> <p>○ 等級付けの違いについて 旧基準点との違いは同じものを使って低くなったのか、点数の付け方自体が変わったのですか。</p> <p>○ 等級付けの業者配分について 平成21年4月から新しい基準で行われているが、ABCの業者配分については4月以前も以降も大きな変化はないのですか。</p> <p>○ 各等級の業者数について 次回の入札監視委員会には、工事種別ごとと等級付けごとの業者数の資料について準備をお願いします。</p> <p>○ 落札率について 平成20年度になり落札率が減少している点について市の分析はどのようになされたのですか。</p> <p>○ 入札監視委員会について</p>	<p>平成6年以降に経審の抜本的な改正がありました。1,000点以上の業者は相対的に上がってきていますが、1,000点未満の業者については下がっている傾向にあります。新しい経審の業者の点数によって、基準点を変えました。点数については、知事登録は京都府で大臣登録は国交省になります。</p> <p>昔は完工高と言って過去2年間くらいの工事实績のウエイトも大きな判断材料となっていました。新しい経審は自己資本の部分から技術的な部分でも評価していくことになり、1,000点未満の業者は全国一律に下がってきている状況です。</p> <p>各等級の業者配分に大きな変化はありません。</p> <p>了解しました。 次回の委員会で資料を提出します。</p> <p>大きくは業者間の競争が大きいと分析しています。最低制限価格を1,000万円以上は設けていますのである程度は制限されますが、この傾向は今後も続くと思われる。</p>
--	---

<p>不祥事の問題後、市としていろいろと改革されてきたと聞く。市としての総括、入札監視委員会に期待される点を伺えますか。</p>	<p>不祥事以降、外部検討委員会も発足し、様々なものが見直されてきました。入札監視委員会ができたから今後一切の不祥事がなくなると考えているわけではありません。工事中における担当課以外の現場の点検、又、電子入札の実施により、設計金額によっては入札会場で業者同士が顔を合わせる事がなくなりました。管財契約課についても以前の土木建築部の契約検査課ではなく、財務部に属し、事業課とも対等な立場となりました。入札監視委員会も改革の中の一つとしています。今後はいろんな意見を聞き、さらに改善に向け、取り組んでいきたいと思えます。</p>
<p>○ 等級付けと談合について 等級付けが談合を誘発する原因になっていないか。等級付けによって、どの業者かがわかる。どこにでもある形だが、等級付けの資料を内部だけとし、外部（業者）に知らせないような形ができないか。JVも業者同士を合わせるしくみになっている。業者間の連絡がとれないような形がよいと思えます。</p>	<p>(ABCの等級付けについては、競争性を確保するために一定のバランスをとっております。 建設業者間の連絡をとらせないような仕組みについては大切ですが、等級付けの資料を内部資料とすることは、建設業者側からすれば透明性がないということになり、入札及び契約過程の公表や透明性から逆行するのではないのでしょうか。)</p>
<p>○ 透明性と逆行について 業者間の連絡をとらせないような仕組みがどうして透明性から逆行するのでしょうか。</p>	<p>前回答のとおり。</p>
<p>○ 見積書の内容について 業者の見積額が下がってきている原因は、何ですか。 低落札での業者見積書の状</p>	<p>入札後に見積書の内容を見ると、会社の経費がほとんどです。現場管理費等が減少し経費もゼロに近いものもあります。会社の経営もそれだけ厳しく、社員も市民と</p>

<p>況はどうでしょうか。</p> <p>○ 材料費について 材料費の変化もあると思われます。落札率が下がった分析が必要ではないですか。</p> <p>○ 予定価格の設定について 予定価格の設定も難しい面があります。落札率が高いと談合が疑われ、安いと元の価格が適正であったかということになります。どのように設定すればよいと考えられていますか。</p> <p>○ 京都府の一般競争入札の拡大について 京都府は一般競争入札を拡大し競争性も高まった。福知山市にも影響しているのではないですか。</p>	<p>いうこともあり、市全体の影響として見ても悪循環になっていくことが心配されます。</p> <p>(国府が示された単価を採用し、積算することとなり、それ以外は積算時に実勢価格と見積を徴収しています。多少の物価変動による差はあると思いますが、市独自において分析することはできません。)</p> <p>(予定価格を算定する設計書の作成において、社会経済情勢に適応した積算に努めることだと考えます。)</p> <p>市においても平成18年試行、平成19年から本格的に条件付一般競争入札を導入しました。このことが落札率に影響を与えていると考えています。</p>
---	---

※ () 書については、後日回答したものです。